

登記手数料令の一部を改正する政令の概要

1 趣旨

令和3年4月21日、民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号。以下「改正法」という。）が成立し、同月28日に公布された。

改正法は、社会経済情勢の変化に伴って、登記簿を見ても直ちに所有者が分からない所有者不明土地が増加していることから、不動産登記情報の最新化を図るため、相続登記の義務化など、不動産登記制度の抜本的な改正を行うものであるが、相続登記の義務化に併せて、相続人において被相続人名義の不動産を把握しやすくすることで相続登記の申請に係る当事者の手続的負担を軽減するとともに、登記漏れを防止する観点から、登記官において、特定の被相続人が所有権の登記名義人として記録されている不動産（そのような不動産がない場合にはその旨）を一覧的にリスト化し、証明する制度（所有不動産記録証明制度）が新設されたところである。

本政令は、改正法において新設された所有不動産記録証明書についての手数料の額を定めるものである。

2 改正の概要

所有不動産記録証明書の交付の請求に関する手数料の額を以下のとおり定める等の改正を行う。

◇所有不動産記録証明書の交付の請求に関する手数料の額

書 面	請 求	
		1,600円
オンライン請求	送 付	1,500円
	窓 口 交 付	1,470円

3 施行期日

令和8年2月2日